三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
竹田市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡根羽村五一四の二、六七九の一、六七九の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
奈良県吉野郡下北山村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下北山村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
下北山村（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
下北山村（次の図に示す部分に限る。）
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

(一)　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド
(二)　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　ゴールディンフィナンシャルグローバルスクエア8―10F　7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　試験センター　ニッチセンター8F、14　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港
(三)　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　ゴールディンフィナンシャルグローバルスクエア8―10F　7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　試験センター　ファーストグループセンター8F、14　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港
(四)　変更年月日　平成二十四年二月十四日

○国土交通省告示第百六十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
東北横断自動車道いわき新潟線　福島県大沼郡会津美里町和田目字大坪甲八〇三番から同郡会津美里町和田目字大坪甲八二四番まで　平成二十四年二月十五日〇時

○国土交通省告示第百六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1142	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）イオンズ五反田計画」の構造方法に応じて評価する方法	1―4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社大京	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号	平成24年1月31日

○国土交通省告示第百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十四年二月十四日

国土交通大臣　前田　武志